

☆\*\*\*\*\*☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC（ ）  
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他（○）

【タイトル】「第3回アセットオーナー・プリンシプルに関する  
作業部会」の開催について

☆\*\*\*\*\*☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

政府は2024年4月25日、「第3回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会」を開催しました。

■内閣官房HP 第3回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/bunkakai/asset\\_dai3/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/asset_dai3/index.html)

※当作業部会は非公開につき、当メルマガは内閣官房HPに掲載された資料を基に記載しております。

1、資料1「スチュワードシップ・コード、サステナビリティ投資等について」（金融庁）  
（内閣官房HP掲載資料を基に記載）

- ・持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたエンゲージメントの活性化
- ・スチュワードシップ・コードの概要
- ・(参考) コーポレートガバナンス・コードの概要
- ・アセットオーナー・プリンシプルとスチュワードシップ・コード
- ・(参考) パッシブ投資におけるエンゲージメントの例
- ・サステナビリティ投資方針について
- ・PRI 署名について

## 2、資料2「アセットオーナー・プリンシプルのアウトライン」（内閣官房HP掲載資料を基に記載）

### ○趣旨・位置づけ

アセットオーナーは、インベストメントチェーンの中で、直接的又は間接的に金融資本市場を通じて、企業・経済の成長の果実を受益者等にもたらず役割を担っている。この役割を果たす上で、アセットオーナーには、受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）が求められており、これを実現する上で必要となる共通の原則として、アセットオーナー・プリンシプルを定める。

アセットオーナーの規模や運用資金の性格等は様々であるが、いずれのアセットオーナーにおいても、受益者等の利益を追求するための備えがあることを自ら点検し、対外的あるいは関係者に示す上で、このプリンシプルを活用することが期待される。

ただし、本プリンシプルを受け入れる場合でも、全ての原則を一律に実施しなければならない訳ではなく、「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法を取る（自らの個別事情に照らして実施することが適切でないと考えられる原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明することにより、一部の原則を実施しないことも想定されている。）。

なお、本プリンシプルを受け入れる場合は、その旨を所管の関係省庁に表明することとし、政府において受入状況を整理・公表する。

### ○プリンシプル

原則1：アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続きに基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである（注）。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

（注）アセットオーナーによっては、運用目的が法定され、運用目標が制度上主務大臣等により定められる場合もある。

原則2：受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見が不足する場合は、必要な外部知見の活用や外部委託を行うべきである。

原則3：アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な委託先を選定するとともに、定期的な委託先の見直しを行うべ

きである。

原則4：アセットオーナーは、ステークホルダーへ運用状況の情報提供（「見える化」）を行うべきである。

原則5：アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るにあたり、自ら又は委託先である運用会社の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

### 3、資料3「本日の主な論点」（内閣官房HP掲載資料を基に記載）

#### ①スチュワードシップ及びサステナビリティについて

アセットオーナーによるスチュワードシップ活動やサステナビリティにかかる活動について、アセットオーナー・プリンシプルではどのように取り扱うべきか。

また、受益者の利益を最大化することとのバランスを考慮しつつ、小規模なアセットオーナーもプリンシプルの対象にしていく中で、どのように取組みの濃淡（グラデーション）を付けていけばよいか。

#### ②アセットオーナー・プリンシプル（骨子案）について

アセットオーナー・プリンシプルの骨子案について、アセットオーナーの範囲が幅広いことを踏まえた内容となっているか。適用手法（コンプライ・オア・エクスプレイン）などは他のプリンシプルに照らして違和感のないものとなっているか。また、その他考慮すべき事項はあるか。

受入状況の整理・公表など策定後にどのような施策に取り組むべきか。

※当作業部会は非公開につき、次回開催日、議題等は不明。

\*\*\*\*\* メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ） \*\*\*\*\*

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ p

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

\*\*\*\*\*

日本-年基-202404-170-0040-D